

委員会提出議案第1号

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成23年12月9日

区民生活委員会委員長　　すぐろ　奈緒

杉並区議会議長　　藤本　なおや　様

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国で地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地方分権が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。

また、住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するために、消費生活相談員の専門性の向上とともに、地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、杉並区議会は国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について、次の措置を講じるよう要望する。

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員が専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年12月9日

杉並区議会議長名

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)		
総務大臣		
財務大臣		